

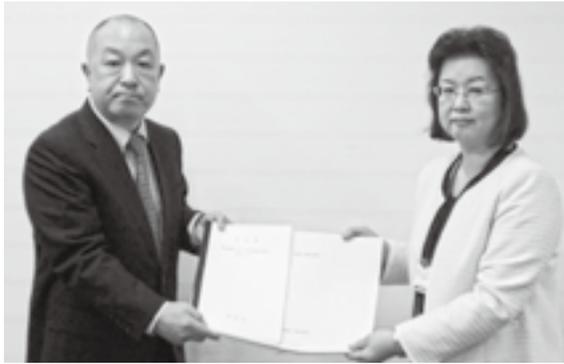
# 日本郵便株式会社 香取市内郵便局と 包括連携協定を締結

固総務課 ☎(50)1201

市と日本郵便株式会社香取市内郵便局は11月1日、包括連携協定を締結しました。これまでは、災害時の協力に関する協定を締結していましたが、協力の範囲を福祉、防犯、道路などに広げ、両者の連携協力により、香取市民の暮らし満足度の向上を目指します。

## 【協定の主な内容】

- 1 災害時における香取市、佐原郵便局間の協力に関すること
- 2 高齢者などの見守り活動に関すること
- 3 地域安全に関すること
- 4 「こども110番」に関すること
- 5 道路の損傷などの情報提供に関すること



▲県の飯田健康福祉部長(右)に要望書を手渡す宇井市長

# 地域医療の 充実を図るため 県へ要望書を提出

固企画政策課 ☎(50)1206

市では、「香取地域医療の在り方に係る調査・検討委員会」で取りまとめた「議論のまとめ」を基に、11月17日、香取市長から千葉県知事に対して、香取地域における医療提供体制の充実に向けた要望書を提出しました。要望事項は次のとおりです。

## 要望事項

- 1 市民が安心して暮らせるための医療提供体制の充実を望む、検討委員会の報告書の内容を真摯に受け止め、香取地域医療が抱える課題を抜本的に解決するための三つの手法の精査・検討を行うこと
- 2 香取地域医療が抱える課題を抜本的に解決するための一つの手法である、県立佐原病院の再整備(建て替え)が困難な場合、香取地域医療を充実させるための手法を検討する協議の場を、千葉県と香取市が協力して設けること

今後は、県と協力・連携しながら市民の皆さんが安心して暮らせるための医療体制の充実が図られるよう取り組めます。

## 医療体制の抜本的改革 3つの手法

- ① 県立佐原病院の再整備(建て替え)による機能充実
- ② 病院の統廃合による再編・ネットワーク化
- ③ 前記①または②が困難な場合、新病院の整備もしくは誘致

パブリックコメント  
あなたの意見を  
お聞かせください

固企画政策課 ☎(50)1206

市では、基本的な政策などを策定する際に、その案を公表して意見を募集し、寄せられた意見を考慮して意思決定を行う「パブリックコメント制度」を実施しています。この制度に基づき、意見を募集します。

## 佐原駅周辺地区複合公共施設整備事業 基本計画(案)

### ■計画の概要

基本計画は、市が佐原駅周辺地区の大型店舗跡地(清見屋跡地)に整備を計画している複合公共施設の必要性、役割、規模などの具体的な検討を行うことを目的とするものです。

### ■資料の公表

企画政策課(4階)、市役所各支所1階情報コーナーで閲覧できるほか、市ホームページでも閲覧できます。

### ■提出方法

氏名・住所・電話番号を明記の上、企画政策課または各支所に持参するか、郵送、ファクス、メールのいずれかで提出してください(電話での応募は不可)。用紙は、各閲覧場所に設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

### ■提出先

企画政策課 〒287-8501  
佐原口2127

### ■募集期間

12月1日(木)～26日(月)

☎(52)4566  
✉seisaku@city.katori.lg.jp

## ごみのこと かんガエル



固香取広域市町村圏事務組合  
☎(78)1311

### 旧可燃ごみ指定袋の交換

新可燃ごみ指定袋は、11月24日から販売を開始していますが、旧可燃ごみ指定袋については今後も引き続き使用できます。

また、次のとおり新可燃ごみ指定袋との交換もできます。

■交換場所 香取広域市町村圏事務組合事務局(山田支所内)、市役所環境安全課・小見川支所管理班・栗源支所管理班  
※販売店では交換できません

■交換期間 12月1日～平成29年3月31日(開庁時のみ)

## 消費生活 センター通信 No.30



## レンタルオーナー契約 によるトラブルに注意!

固消費生活センター ☎(50)1300

### 【事例】

訪問してきた業者から「コンテナを購入してレンタルすればもうかる」と勧められた。その際、「元本は必ず戻る。家賃と同様にずっと利子のように入る」と言われ、500万円の契約をした。毎月2万円のコンテナ利用料の振り込みがあり、さらに勧められたので、追加で100万円の契約をした。しかし、その後、振り込みがなくなり、業者に電話をしてもつながらない。

### 【ひとことアドバイス】

- ▶商品を購入して所有者になり、それをレンタルし、レンタル料が支払われるという「レンタルオーナー契約」について、レンタル料金が支払われない、購入代金も戻らない、という相談が寄せられています。
- ▶レンタル業者の事業の実体や購入した商品の存在などを確認するのが難しいことがほとんどです。実体を確認できない場合は契約しないでください。
- ▶元本保証、高配当などのセールストークをうのみにしてはいけません。
- ▶心配なときは、消費生活センターにご相談ください。